

## 新型コロナウイルス感染症対策として郵送での届出・申請等を受け付けます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底を図るため、各種届出・申請等に  
係る書類については、当面の間、緊急措置として、郵送での届出・申請も受け  
付けます。

書類については、**必ず電話等により事前確認したうえで送付**していただくよ  
うお願いします。

また、来庁する際には、届出等が複数件ある場合はまとめるなど、来庁回数  
を減らすようご協力をお願いします。

なお、都市計画図の販売など、現金の收受を伴うものについては、従来どお  
り、窓口での対応とさせていただきます。

担当係	郵送受付可能な届出・申請等	返信用封筒
計画係	金沢市集約都市形成計画に基づく届出	—
	地区計画区域内での建築等の届出	○
	まちづくり条例にかかる開発の届出	○
	ホテル等の設置にかかる申請	○
	測量成果の使用(複製)承認申請	○
	国土法にかかる土地取引の届出	—
	公拡法にかかる土地取引の届出・申出	○
	都市計画施設区域内での建築許可	○
高度地区の建築特例許可	○	

・返信用封筒が「○」の場合、返信先を記入した返信用封筒に相当の切手を貼り、同封してください。

【郵送先】 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 都市計画課宛

